

千葉市立幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築設計業務委託
計画主旨説明書

1 目的

本委託は、千葉市立打瀬小学校の過大規模校化解消に向けて幕張新都心若葉住宅地区に小学校を分離新設（令和8年4月開校予定）するために、建築、電気・機械設備、外構・植栽の各設計（基本・実施設計）業務を委託するものである。

設計にあたり、令和4年2月に策定した「幕張新都心若葉住宅地区小学校新設基本計画」に基づき、また、「小学校施設整備指針」ほかの各種基準を満たすように実施する。

2 敷地の概要

- (1) 位置 千葉市美浜区若葉3丁目1番26 (敷地所有者：千葉県企業局)
- (2) 敷地面積 約18,000m²
- (3) 用途地域 第二種住居地域
- (4) 建蔽率 70% (角地における加算を含む)
- (5) 容積率 200%
- (6) 高度地区 第一種高度地区 (31m)
- (7) 日影規制 1号 (4時間／2.5時間)
- (8) 地域地区 幕張新都心若葉住宅地区計画

3 建築物及び屋外施設

- (1) 用途 小学校（教室の一部をアフタースクールとする。）
- (2) 延床面積 約8,500m² (校舎、屋内運動場、プール附属屋、屋外倉庫等)
- (3) 構造 鉄骨造を標準とする。
- (4) 階数 地上3階を標準とする。
- (5) 必要諸室・面積
 - ア 普通教室数は、22クラス（セミオープン方式）とし、1クラスあたり概ね72m²とする。
 - イ 多目的室（2室）は、必要に応じて普通教室に転用できるようにする。
 - ウ オープンスペースは、普通教室に面した廊下部分に配置し、5m幅程度を確保する。
 - エ その他は「幕張新都心若葉住宅地区小学校新設基本計画」記載による諸室面積を標準とする。
- (6) 電気・機械設備
 - ア 電気設備、太陽光発電設備（20kWを想定）、外灯設備
 - イ 給排水設備、空気調和設備、昇降機設備（乗用11人乗り及び小荷物運搬用）、ガス設備、消防設備、グラウンド散水設備
- (7) 外構・植栽
 - ア グラウンド（150mトラック、直線走路50m、公式の少年サッカーコート）
 - イ 植栽（敷地の20%を緑化）
 - ウ 外柵、防球ネット
 - エ 駐車場（20台程度）、駐輪場（10台程度）
 - オ 遊具、手足洗い場
- (8) 概算総事業費 約35億円

4 計画に当たっての留意事項

- (1) ユニバーサルデザイン

バリアフリー法及び千葉県福祉のまちづくり条例を遵守するとともに、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準を参照し、車いす使用者など身体障がい者ほかの利用に配慮した設計とすること。

(2) 環境への配慮

- ア 省エネルギー性能に配慮した設備の導入を検討するとともに、建築物の省エネ性能等について十分に比較検討を行い、認証取得（ZEB 等）ほかの方針について検討を行うこと。なお、CASBEE については等級Aを満たすものとすること。
- イ 自然採光及び自然換気を積極的に取り入れ、建築物の向きやバルコニー、庇等による日射の遮蔽に配慮し、その他パッシブな省エネルギー手法について検討すること。
- ウ 木質化について、木材の内部建具や腰壁などの使用を検討すること。なお、検討に当たりコストとのバランスに十分に配慮すること。
- エ 雨水の流出抑制等に配慮した設計とともに、雨水利用の検討をすること。なお、検討に当たりコストとのバランスを十分に配慮すること。

(3) ライフサイクルコスト

- ア 本施設は、長期的には児童数が減少して小規模校になることが見込まれることから、将来的には分離元となる打瀬小学校への統合を前提としており、構造、コスト、維持管理、施工性、環境配慮等の比較検討を十分に行い、ライフサイクルコストの縮減、リサイクルの推進に努めること。
- イ 土質の状況に応じた適切な基礎計画を行うこと。また、土地を千葉県企業局に返還することを想定し、解体撤去を考慮した計画とすること。
- ウ 建築物の平面計画をコンパクトなものとし、外壁面積の減少によるコスト縮減を図るとともに、建築物の熱負荷の低減を図ること。

(4) 周辺環境への配慮

- ア 「幕張新都心若葉住宅地区都市デザインガイドライン」に従い、周辺環境・街並みに対し、建物の配置、形状、材質、色などに十分に配慮すること
- イ 緑化の計画にあたり「千葉市公共施設等緑化推進要綱」に基づき、沿道部の緑化をするとともに敷地にまとまりのある緑地スペースを配置すること。なお、本施設が将来的には分離元となる打瀬小学校への統合を前提としていることを考慮して樹種の選定等の計画を行うこと。
- ウ 敷地北側に計画する新病院の計画と連続性のある配置計画とすること。
- エ グラウンドの砂塵対策に配慮した計画とすること。

(5) 安全性の確保

- ア 工法や材料の選定にあたり、「公共建築工事標準仕様書」等の標準仕様の採用を原則とし、その他においても安全性の担保されたものを採用すること。
- イ 学校管理運営及び防犯上の死角が極力生じないように計画し、敷地や建物への出入口の視認性に配慮するとともに、災害時や防犯上の避難動線等にも十分に配慮すること。
- ウ 遊具は児童が安全に使用できるものとすること。
- エ 給食室は、HACCPの考え方に基づく安全・安心な食事を提供できる施設とすること。

(6) 災害等に対する対応

- ア 災害時等において避難所として利用することを想定し、停電時の太陽光発電設備の利用やブル水の利用等について検討すること。
- イ 耐震安全性の分類は、構造体II類、建築非構造部材A類、建築設備乙類とする。

(7) 配置・平面計画におけるフレキシビリティ

- ア 児童数や学年ごとの学級数の増減が著しいことを考慮した教室・諸室の配置計画とし、年度別の将来学級数推計に基づき、多目的室の転用検討も含め、可能な限りフロア内の学年のまとまりが確保できるようにすること。
- イ セミオープン形式について、教室と廊下の区切りは、簡単に開閉できる構造とすること。
- ウ 普通教室用建物を別棟で建築することを検討しているため（5クラス程度）、増築スペースを考慮して配置計画を行うこと。
- エ 児童の放課後の居場所、避難所、地域開放の場等、学校教育外の目的で必要とされる具体的な機能を備えた設計とすること。

5 その他条件等

- (1) 設計にあたっては現地調査を十分に行い、設計条件となる法令、条例等関係法令を遵守し、その他、要綱、指針等について発注者と協議の上、関係官庁と充分に協議して設計すること。
- (2) 関係機関との協議や計画説明の為必要な際は資料の作成を求めるので、監督職員の指示に従い資料を作成し提出すること。
- (3) 周辺自治会や街づくり協議会等の関係機関との調整が必要な場合は、監督職員の指示に従い協力すること。
- (4) 予算上必要な概算工事費等の提出指示があった場合は速やかに資料を提出すること。
- (5) 本委託の実施設計に着手する前に、千葉市都市局建築部にて組織するVEチームによるVEを実施するので、VEの実施に必要な資料の提供等に協力すること。
- (6) 成果品の概成時期
 - ア 基本設計の成果品 委託始期から6か月までとする。
 - イ 実施設計の成果品 委託始期から15か月までとする。

6 アフタースクールについて

本計画において、余裕教室及び特別教室等を活用して「アフタースクール事業」を実施することを予定している。

(1) アフタースクールとは

「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」を一体的に運営するものであり、放課後児童クラブ対象児童（両親の就労等により保育を必要とする児童）以外の児童も含め、希望する全ての児童に居場所を提供するとともに、多様な体験・活動の機会を提供する。なお、運営は民間事業者に委託する。

ア 対象児童 当該小学校に在籍する児童

イ 利用時間 昼間の部 授業終了～17：00／夜間の部 17：00～19：00
日曜日、祝日、年末年始は、開所しない。

ウ 平均登録率（令和3年4月1日） 全校児童の34.1%（地域差あり）

(2) 計画に当たっての留意事項

ア 開校当初、教室の一部（普通教室3教室を想定）をアフタースクールとして利用することから、管理区分等を考慮して平面計画を行うこと。

イ 6時限目の授業や放課後における教職員の業務等の妨げとならないよう、アフタースクール利用児童の動線をクラスルーム、職員室等から可能な限り分離できること。

ウ アフタースクール利用部分の機械警備システムを、校舎の機械警備システムから分離できること。

エ 原則として、アフタースクール利用児童が外から専用室に直接進入できるようにすること（昇降口は使用しない）。

オ アフタースクールに利用する余裕教室等が分散しないよう、可能な限り集約すること。

カ 余裕教室が生じない、又は不足する期間においては、アフタースクール用建物を別棟で建築することを検討しているため、敷地内に延床面積400m²程度の増築スペースを考慮して配置計画を行うこと。（普通教室の増築スペースとは別のものとなる。）